# 入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和7年9月17日

日本司法支援センター 理事長 丸 島 俊 介

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 場 所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履 行 期 間 入札説明書及び仕様書による

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」 又は「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を 有する者であること。
- (4) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、 競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、 契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確 定している場合を除く。

#### 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係(高笠) 電話 050-3381-1573

#### 4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和7年10月22日(水) 上記3の場所及び当センターホームページ上

#### 5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

#### 6 入札書の提出期限及び提出場所

令和7年10月21日(火)17時00分 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

## 7 開札の日時及び場所

令和7年10月22日(水)11時00分 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 会議室

### 8 入札方式

最低価格落札方式

### 9 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

### 10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 11 契約書作成の要否

要

### 12 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

# 令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式

期	日		業務内容	備考
9月17日	水		入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示	
			入札説明会(実施しない)	
9月29日	月	17:00	質問書提出期限	
10月3日	金	17:00	質問書回答期限	
10月8日	水	17:00	履行確約書等提出期限	
10月15日	水	17:00	入札参加合否通知期限	
10月21日	火	17:00	入札書提出期限	
10月22日	水	11:00	開札·落札者決定	本部会議室

# 入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入 札すること。

1 入 札 事 項 **令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成** • 印刷 • 発送業務 一式

2 仕 様 別添仕様書のとおり

3 入札書提出期限 **令和7年10月21日(火)17時00分** 及び提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係** 

 $\pm 164 - 8721$ 

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

4 開札日時及び場所 **令和7年10月22日(水)11時00分 日本司法支援センター本部 会議室** 

 $\pm 164 - 8721$ 

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

5 契 約 予 定 日 **令和7年10月22日(水)** 

6 履 行 期 間 別添仕様書のとおり

7 参 加 資 格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同 意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。
- 8 入札参加条件

入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参(土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで)、郵送等(書留郵便等に限る。提出期間内必着)又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「【入札書類提出】令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式 〇〇社」とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、令和7年 10 月 15 日(水) 17

時までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記3の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (4) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」・・・・・・・ 1 部 表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの(業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。)で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと(値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。)。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約書」 (別添書式による) ····· 1 部

提 出 期 限 令和7年10月8日(水)17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー8階

電 話 番 号:050-3381-1573

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

- ※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容 を確認の上、提出すること。
- 9 入札の方法等
- (1) 入札の方法
  - ア 入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に¥記号を記載すること。
  - イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)。
  - ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳(上記8(4)の価格証明書書式と同様書式で可。)を作成の上、書面により提出すること。
- (2) 入札書の提出方法
  - ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、<u>上記3の提出期限までに入札書の提出がなかった</u>場合は、入札を辞退したものとみなす。
  - イ 入札書は所定の用紙を使用すること。
  - ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること(開札日の日付ではないことに留意すること。)。

- エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年度日本司法支援センターリーフレット等作成・印刷・発送業務 一式の入札書在中」と朱書きすること。郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法(例えば書留郵便)を利用すること。
- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項(金額、数量及び単価は除く。)を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。
- カ 入札者本人(法人の場合は代表者)が入札するときは、入札書には、当該本 人が署名・記名及び押印すること。入札者本人(法人の場合は代表者)以外の 者が入札するときは、入札者本人(法人の場合は代表者)から本件入札に関す る代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名 押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可 とする。
- (3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない入札者による入札
- イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの
- カ 入札書記載の入札金額(総額)の算出過程に誤りがあるもの
- キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの
- ケ その他入札に関する条件に違反したもの

#### 10 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。 ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、 競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者1社につき1名とする。
- 11 落札者の決定
  - (1) 上記8の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。
  - (2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度

- の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。 なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」 により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないと きは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第 17 条第1項に定める契約(予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約)となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記5の契約予定日付けで 別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 14 の問合せ先に質問書(別添参照)を電子メール(エクセルファイル)により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する(質問書の提出がない場合は掲載しない)。

質問書提出期限 令和7年9月29日(月)17時00分 提 出 場 所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係 質問回答期限 令和7年10月3日(金)17時00分

14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部総務部財務会計課第二係(高笠)

電 話 番 号 : 050-3381-1573 F A X 番 号 : 03-5358-1058

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

【入札・質問】「令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・ 印刷・発送業務 一式 仕様書に関する質問について」〇〇社

- 15 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金納付を免除する。
  - (3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担する ものとする。

# 令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務仕様書

#### 第1 目的

本業務は、日本司法支援センター(以下「センター」という。)が発行するリーフレット等の作成、印刷及びセンターの各地方事務所等への発送を行うものである。

## 第2 業務の内容

- 1 リーフレット等及び印刷用版下データ等の作成
- (1) 作成するリーフレット等本業務において作成するリーフレット等は以下のとおりである。

ア 一般リーフレットイ ポケット版パンフレットウ 法人パンフレットエ 高齢者支援パンフレット1種

オ 知的障がい者支援パンフレット 1種

- (2) 作成する印刷用版下データ アウトライン化した印刷用版下データ
- (3) 作成内容

上記(1)について、センターが現在発行しているリーフレット等のデザインを元に作成を行う。センターのウェブサイトに掲示(URL: <a href="https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/leaflet-pamphlet.html">https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/leaflet-pamphlet.html</a>) しているので、要すれば参照する。一部ページの追加、イラスト・デザイン等の作成、変更又は修正を行う予定であるので、印刷物の品質・デザイン性を確保するために、センターの指示により適切に作成等すること。

なお、作成等に当たっては、センターから指示した修正等の漏れ、指示した箇所以外の誤り、ずれなどが発生していないかを、データ作成者以外の1 名以上の者が十分確認すること。センターの指示に沿った修正等がなされていない場合や指示の範囲外の修正等がされている箇所がある場合は、後記第9記載の校正回数とは別に、修正等依頼する場合がある。

作成時に必要となる素材(デザインデータ)は、電子データにより支給する(一部アウトライン化されているが、作成等に支障がないようにすること)。 なお、デザイン・編集の概要や電子データの形式については、後記第9に記載する。具体的な編集内容等は、発注後にセンターより指示する。

2 印刷業務(折り、製本その他の加工を含む。)

前記1において作成した印刷用版下データにより各リーフレット等の印刷 (折り、製本その他の加工を含む。)を行う。各リーフレット等の仕様は、後記 第9を参照のこと。

#### 3 発送業務

- (1) 前記2で印刷したリーフレット等を、後記第9及び「別紙1 納入先一覧」 に記載する部数ごとに仕分けし、発送すること。
- (2) 梱包に当たっては紙を使用すること(紐等は使用しない)。また、見やすい場所に梱包内容(リーフレット等の種類及び部数)を記載すること。
- (3) 複数のリーフレット等の送付先が同一の場合は、まとめて1つの梱包とすることは可能であるが、その場合であっても、リーフレット等ごとの仕分けをすること。
- (4) 梱包に当たっては、発送時に折り目やゆがみ等が発生しないようにすること。
- (5) 送り主は、「日本司法支援センター本部総務部広報・調査室」とすること。
- (6) 「別紙2 送付状」は、「国立国会図書館収集第二係」宛てのみ同封すること。「別紙2 送付状」については、センターから提供する文面に基づき、以下の仕様により印刷を行うこと。
  - ア 印刷部数 1部
  - イ 仕上げ寸法 A4版ペラ1枚
  - ウ刷 色 片面、スミ1色刷り
  - エ 用紙の指定 上質紙A版 35Kg

#### 第3 成果物、納入数量及び納入期限

1 成果物

納入すべき成果物は、以下のとおり。

- (1) 印刷用版下データ等作成業務 後記第9に記載した内容により作成された電子データ
- (2) リーフレット等作成業務、印刷業務及び発送業務 リーフレット等及び発送伝票
- 2 納入数量

前記1(2)のうち、リーフレット等の納入数量は後記第9のとおり。

- 3 納入期限
  - (1) 印刷用版下データ等

令和8年3月24日(火)まで

(2) リーフレット等作成業務、印刷業務及び発送業務 リーフレット等を各納入先に令和8年3月24日(火)までに到達するよう 作成及び発送し、発送伝票をセンター本部に同年3月27日(金)までに提出 すること。

# 第4 納入先及び納入部数内訳

「別紙1 納入先一覧」のとおり。

- (1) 印刷用版下データ等 日本司法支援センター総務部広報・調査室の代表メールアドレス宛
- (2) リーフレット等 「別紙1 納入先一覧」のとおり。
- (3) 発送伝票 〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー8 階 日本司法支援センター総務部広報・調査室

#### 第5 留意事項

- 1 受注者は、契約締結後、センターから支給する修正等データの入稿日の翌日 を起算日として3営業日以内に納入までの詳細なスケジュール表を作成の上、 センターに提出し、内容について承認を得た後で履行をすること。
- 2 受注者は、上記1のスケジュール表に従い業務を履行すること。スケジュールに変更があった場合は、直ちに変更後のスケジュール表をセンターに提出し、 承認を得ること。また、そのための十分な人員体制・管理体制を備えること。
- 3 本業務において納入された成果物及び使用された素材・デザインについて、 原則すべての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規 定する権利を含む。)は、センターに帰属するものとし、受注者は著作者人格権 を行使しないこと。また、第三者をして行使させないものとする。

本業務において作成した印刷用版下データ等は、センターのウェブサイトへ の掲載等の二次使用を予定している。

- 4 本仕様書に記載されていない事項、及び仕様内容に疑義が生じた場合は、センターと協議の上、決定する。
- 5 上記第2に記載している本業務のすべては、日本国内において作業を行うこと。

### 第6 再委託

1 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に実施させてはならない。また、原則として、本業務の一部を第三者に実施させること(以下「再委託」という。)を禁止するものとする。

ただし、受注者が本業務の主たる部分でない一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由、再委託の相手方の業務の履行能力、再委託予定金額、その他センターが求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図をあらかじめ提出して再委託の申請を行い、センターが承認した場合は、この限りでない。なお、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

- 2 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- 3 受注者は、再委託の相手方に対して、必要に応じて、作業の進捗状況及 び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせる等、適正な履 行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、センターが本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況についてセンターに報告し、またセンターが自ら確認することに協力するものとする。

4 受注者は、センターが承認した再委託の内容について変更しようとする 時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、センタ ーの承認を得るものとする。

#### 第7 機密保持

受注者は、以下の機密保持に関する義務を負う。

- 1 センターが提供したすべての情報を第三者に開示し、又は漏えいしない こと。
- 2 作業中に知り得た一切の情報を第三者に開示し、又は漏えいしないこと。
- 3 作業中に入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合は、 あらかじめセンターの承認を得ること。
- 4 その他、本業務に関する機密保持に関して適切な措置を講ずること。

# 第8 その他

本業務の履行に際しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)」に適合すること。

なお、印刷に当たっては、リサイクル適性マークAであるリサイクルを阻害しない資材を使用すること。

契約締結後、「別紙3 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮 チェックリスト」を提出すること。また、納入する際に「別紙4 資材確認票」を 提出すること。

ただし、当該基準を満たす製品を納入することが困難な場合には、センターの 了承を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

### 第9 仕様

1 リーフレット等

ア 一般リーフレット (52種)

①規格	仕上がり規格(横×縦)	$100 \times 210 \text{mm}$			
① 外17日	展開規格(横×縦)	$400\!\times\!210\text{mm}$			
②ページ数	8ページ				
③印刷色	両面4色				
<b>④加工</b>	観音折り				
⑤用紙	コート紙菊判 76.5Kg				
	計 103, 500 部				
⑥印刷部数	※要刷り分け(内訳は「別紙1 納入先一覧」参照)				
	・表面はカラーで 52 種の	刷り分け(全国一覧版・各地方事務			
	所版)、中面は共通。				
	・デザインデータは Illustrator 、InDesign 及び Excel で支				
⑦デザイン・	給する。				
価値 リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・デザインデータの修正等の作業あり(一部電話番号と住所				
州朱	表示の変更、文字修正、地図や図表の作成・差し替え、2				
	次元コードの貼付等。)。なお、2次元コードは大きさを統				
	一して貼り付けること。				
	・発行年月(センターが別	途指定する。以下同じ。) を入れる。			
	PDFまたは Excel、Word ファイル(全国版、地方事務所版、				
文字原稿	中面の修正データ)				

罫表原稿	なし				
図版原稿	ロゴ (Illustrator データに含む)				
写真原稿	なし				
	校正(構成等デザイン含む)		3回		
(8)校正	本機色校正		1回 1部		
	納期	令和8年3月24日(火)まで			
9納入	納入方法	一東 100 部単位、10 東単位でクラフト包			
	納入場所	「別紙1 納入先一覧」参照			
⑩その他	版下の作成は、部数がゼロの地方事務所分も行うこと。				

# イ ポケット版パンフレット

①規格	仕上がり規格(横×縦)	$148 \times 210$ mm		
少死性	展開規格	A4サイズ		
②ページ数	32 ページ			
③印刷色	両面4色			
④加工	中綴じ			
⑤用紙	表紙:コート紙菊判 76.5	5Kg		
砂角粒	本文:コート紙菊判 62.5	5Kg		
⑥印刷部数	計 32,000 部			
	・デザインは1パターンとする。			
	・デザインデータは Illustrator、InDesign 及び PowerPoint			
	で支給する。			
⑦デザイン・	・裏表紙に発行年月を入れ	れる。		
編集	<ul><li>デザインデータの一部</li></ul>	に編集・作成等の作業あり(電話番		
	号・住所表示の変更、文字修正・調整、図表の作成・差替			
	え、ページ追加、デザイン(イラスト作成、ページ構成・			
	レイアウト含む)変更)	0.		
文字原稿	PDF、Word 及び Excel フ	ァイル (修正データ)		
罫表原稿	なし			
図版原稿	ロゴ (Illustrator データに含む)			
写真原稿	なし			
⑧校正	校正(構成等デザイン含	<b>1</b>		

	本機色校正	1回 1部		
9納入	納期	令和8年3月24日(火)まで		
	納入方法	100 部単位でクラフト包装		
	納入場所	「別紙1 納入先一覧」参照		
⑩その他	なし			

# ウ 法人パンフレット

り伝入ハンノ					
①規格	仕上がり規格(横×縦)	210×297mm			
少死作	展開規格	A3サイズ			
②ページ数	28 ページ				
③印刷色	両面4色				
④加工	中綴じ				
⑤用紙	表紙:コート紙菊判 76.5	Kg			
<b>少</b> 用和	本文:コート紙菊判 62.5	Kg			
⑥印刷部数	計 6,000 部				
	・デザインは1パターン	とする。			
	・デザインデータは I11	ustrator、InDesign 、PDF、Excel			
	及び Word で支給する。				
	・デザインデータの一部に修正等の作業あり(住所表示の変				
	更、文字修正、図表の作成・差替え等、レイアウトの変更)。				
	・裏表紙に発行年月を入れる。				
	・表紙に障害者対応音声コード「Uni-Voice (ユニボイス)」				
	を表示する。表紙に半円切り込み1か所(直径約6 mm)を				
⑦デザイン・	入れる。				
編集	※音声コード Uni-Voic	e (ユニボイス) とは、Word で作成			
	した漢字を含む文字データ約 800 文字を格納できる 2 次				
	元コードです。音声コードをスマートフォンカメラで撮				
	影して文字データを読み取り、スマートフォンに内蔵さ				
	れた音声合成ソフト機能を使って音声で読み上げます。				
	参考:音声コード Uni-	Voice (ユニボイス)			

文字原稿	PDFファイル :	1 点(修正データ)	
人子 人子 人 人	Word	1 点	
図版原稿	ロゴ (Illustrat	or データに含む)	
写真原稿	2枚程度		
	校正(構成等デザイン含む)		3回
<b>⑧校正</b>	本機色校正		1回 1部
	納期	令和8年3月24日	(火)まで
⑨納入	納入方法	50 部単位でクラフ	卜包装
	納入場所	「別紙1 納入先一覧」参照	
⑩その他	なし		

# エ 高齢者支援パンフレット

ユ					
①規格	仕上がり規格(横×縦)	210×297mm			
① <b>况</b> 1谷	展開規格	A3サイズ			
②ページ数	12ページ				
③印刷色	両面4色				
④加工	中綴じ				
⑤用紙	コート紙菊判 76.5Kg				
⑥印刷部数	計 8,400 部				
	・デザインは1パター	ノとする。			
	・デザインデータは Illustrator 及び InDesign で支給する。				
	デザインデータの一部に修正等の作業あり(住所表示の変				
	更、文字修正、図表の作成・差し替え等)。				
	・裏表紙に発行年月をプ	入れる。			
	・全ページに障害者対応	音声コード「Uni-Voice(ユニボイス)」			
⑦デザイン・	を表示する。全ペーシ	ジに半円切り込み1か所(直径約6mm)			
編集	を入れる。				
	※音声コード Uni-Voice(ユニボイス)とは、Word で作成				
	した漢字を含む文字データ約 800 文字を格納できる2次				
	元コードです。音声コードをスマートフォンカメラで撮				
	影して文字データる	を読み取り、スマートフォンに内蔵さ			
	れた音声合成ソフト機能を使って音声で読み上げます				
	参考:音声コード Uni	i-Voice(ユニボイス)			

文字原稿	Wordファイル	1 点(修正箇所をす	ミとめたもの)	
入了が個	PDFファイル :	1点(修正データ)		
罫表原稿	なし			
図版原稿	ロゴ (Illustrat	ロゴ (Illustrator データに含む)		
写真原稿	なし			
8校正	校正(構成等デ	ザイン含む)	2 回	
	本機色校正		1回 1部	
	納期	令和8年3月24日(火)まで		
9納入	納入方法 適宜の方法			
	納入場所	「別紙1 納入先一覧」参照		
⑩その他	なし			

# オ 知的障がい者支援パンフレット

	日久成・マッ・フェ	
①規格	仕上がり規格(横×縦)	210×297mm
	展開規格	A3サイズ
②ページ数	12ページ	
③印刷色	両面4色	
④加工	中綴じ	
⑤用紙	コート紙菊判 76.5Kg	
⑥印刷部数	計 4,500 部	
⑦デザイン・編集	デザインデータの一部 更、文字修正、図表の ・裏表紙に発行年月を入 ・全ページに障害者対応 を表する。全ページに を入れる。 ※音声コード Uni-Voi した漢字を含む文字	ustrator 及び InDesign で支給する。 ぶに修正等の作業あり(住所表示の変 の作成・差し替え等)。

	影して文字データを読み取り、スマートフォンに内蔵さ				
	れた音声合成ソフト機能を使って音声で読み上げます。				
	参考:音声コー	ードUni-Voice(ユ	ニニボイス)		
文字原稿	Wordファイル 1点(修正箇所をまとめたもの)				
<b>义</b>	PDFファイル 1点(修正データ)				
罫表原稿	なし				
図版原稿	ロゴ (Illustrat	or データに含む)			
写真原稿	なし				
◎松子	校正(構成等デサ	ザイン含む)	2回		
<b>⑧校正</b>	本機色校正		1回 1部		
	納期	令和8年3月24	日 (火) まで		
9納入	納入方法	適宜の方法			
	納入場所	「別紙1 納入先	c一覧」参照		
⑩その他	なし				

### 2 印刷用版下データ等

前記1アからオの印刷用版下データ等はオンラインストレージで提出すること。電子媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。

データ形式等は、以下のとおりとする。

- (1) 印刷用版下データとして Illustrator または InDesign 前記1アの刷り分けについては、全52パターンが表裏1セットとなるように作成すること。
- (2) ウェブサイト掲載用 PDF 及び JPEG データ 現在ウェブサイトに掲載されている形式にて作成すること。 前記1アの刷り分けについては、全 52 パターンが表裏1セットとなる ように作成すること。

以上

				一般リーフレット		<b>京松老</b> 知的			
	納入先	郵便番号	住所	刷り分け	ポケット版 パンフレット	法人 パンフレット	高齢者 支援	7元2.287 、十八	送付状 の同封
							ハンフレット	パンフレット	
1	東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿 1-2 4-1 エステック情報ビル 1 3 F	2,000	500	300	0	0	なし
2	東京地方事務所上野出張所	110-0015	東京都台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル6階	100	50	10	10	10	なし
3	東京地方事務所多摩支部	190-0012	立川市曙町 2-8-18 東京建物ファーレ立川ビル 5 F	6,000	300	30	0	0	なし
4	東京地方事務所多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	1,500	30	10	0	0	なし
5	神奈川地方事務所		横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	15,000	2,000	300	600	600	なし
6	神奈川地方事務所川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	300	30	10	0	0	なし
8	神奈川地方事務所小田原支部 ———————————————————— 埼玉地方事務所	250-0012 330-0063	小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5 F さいたま市浦和区高砂 3-1 7-1 5 さいたま商工会議所会館 6 F	3,500	1,000	100	400	200	なしなし
9	场玉地万事務所 埼玉地方事務所川越支部	350-0003	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	1,500	300	30	100	100	なし
10	千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball (きぼーる) 2 F	2,700	1,500	150	1,000	1,000	なし
11	一二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	1,500	300	10	30	30	なし
12		310-0062	水戸市大町 3-4-3 6 大町ビル 3 F	2,500	200	100	100	100	なし
13	————————————————————— 栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町 4-15 宇都宮NIビル2F	1,000	1,000	200	0	0	なし
14	——————群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町 2-3-1 2 しののめ信用金庫前橋営業部ビル 4 F	1,200	200	200	0	0	なし
15	————————————————————— 静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区呉服町 2−1−1 札の辻ビル 5 F	1,300	800	100	50	50	なし
16	———— 静岡地方事務所沼津支部	410-0833	沼津市三園町 1-1 1	500	500	100	0	0	なし
17	静岡地方事務所浜松支部	430-0929	浜松市中区中央 1 - 2 - 1 イーステージ浜松オフィス 4 F	500	500	30	30	30	なし
18	山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央 1 - 1 2 - 3 7 イリックスビル 1 F	0	100	30	0	0	なし
19	長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485−1 長野市もんぜんぷら座4F	1,500	1,000	0	200	100	なし
20	新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	50	150	70	0	0	なし
21	大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満 1-1 2-5 大阪弁護士会館B1階	5,000	1,000	100	1,500	0	なし
22	京都地方事務所	604-8187	京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435 京都御池第一生命ビルディング3F	8,000	1,500	100	0	100	なし
23	兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー13F	6,000	1,200	100	100	50	なし
24	兵庫地方事務所姫路支部	670-0947	姫路市北条 1-4 0 8-5 光栄産業(株)第 2 ビル	800	300	0	50	0	なし
25	兵庫地方事務所阪神支部	660-0052	尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5 F	1,500	200	20	100	100	なし
26	奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	800	200	30	0	30	なし
27	滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津 1-2-2 2 大津商中三楽ビル 5 F	1,000	200	20	0	0	なし
28	和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15番地 九番丁MGビル6階	1,000	300	300	0	0	なし
29	愛知地方事務所 ————————————————————————————————————	460-0008	名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティービル 1 5 F	2,000	1,000	100	0	0	なし
30	愛知地方事務所三河支部 ————	444-8515	岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎(南棟) 1 階	600	100	100	50	50	なし
31	三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル6F	0	300	10	0	0	なし
32	岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	500	300	100	70	0	なし
33	福井地方事務所	910-0004	福井市宝永 4 - 3 - 1 サクラNビル 2 F	1,000	500	100	200	0	なし
34	富山地方事務所		富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館 1 F	0	500	100	0	0	なし
35	石川地方事務所 ————————————————————— 広島地方事務所	920-0937 730-0013	金沢市丸の内 7-3 6 金沢弁護士会館内 広島市中区八丁堀 2-3 1 広島鴻池ビル 1 F	300	300 1,500	100 70	0	0	なしなし
37	山口地方事務所	753-0015	広島市中区八丁堀 2-3 1 広島 橋池 C ル 1 F 山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F	1,000	500	200	200	200	なし
38	回山地方事務所 岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2 F	500	1,000	10	200	200	なし
39	鳥取地方事務所	680-0022	島取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	400	400	200	0	0	なし
40	島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	500	300	30	100	100	なし
41	福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4 F	0	500	50	300	300	なし
42	—————————————————————————————————————	802-0006	北九州市小倉北区魚町 1-4-2 1 魚町センタービル 5 F	500	250	50	0	0	なし
43		840-0801	佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル3 F	2,000	500	200	300	0	なし
44	長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町 1-25 長崎MSビル2F	600	150	150	0	0	なし
45	大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	1,500	500	10	200	200	なし
46	熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3 F	1,500	300	200	150	150	なし
47	鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階	2,000	1,000	50	500	0	なし
48	宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭 1 − 2 − 2 宮崎県企業局 3 F	2,000	1,000	50	0	0	なし
49	沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2 F	1,200	450	100	100	0	なし
50	宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6 F	4,000	400	150	0	0	なし
51	福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町 7-5 イズム37ビル 4 F	500	300	50	0	0	なし
52	福島地方事務所ふたば出張所	979-0403	双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2F	50	30	0	50	50	なし
53	山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-1 O NANABEANS 8 F	1,300	100	0	50	50	なし
54	岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2 F	0	200	30	0	0	なし
55	岩手地方事務所気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	300	20	15	30	30	なし
56	秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通 5-1-5 1 北都ビルディング 6 F	1,000	500	200	100	50	なし
57	青森地方事務所	030-0861	青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2 F	1,500	500	100	0	0	なし
58	札幌地方事務所	060-0001	札幌市中央区北1条西9丁目3-1 南大通ビルN1 1階	1,000	1,200	50	700	0	なし
59	函館地方事務所	040-0063	函館市若松町 6-7 ステーションプラザ函館 5 階	1,000	100	50	0	0	なし
60	旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	800	0	0	0	0	なし
61	釧路地方事務所 ————————————————————————————————————	760-0023	釧路市大町 1-1-1 道東経済センタービル 1 F	5 000	200	50 70	200	100	なしなし
62	香川地方事務所 ————————————————————————————————————	760-0023	高松市寿町 2-3-1 1 高松丸田ビル8 F 徳島市元町 1-2 4 アミコビル 3 階	5,000	100	70 0	200	0	なしなし
64	徳島地方事務所 ———————— 高知地方事務所	770-0834	(徳島市元明 1-24 アミコビル3階 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル2 F	500	500	200	0	100	なし
65	一点和地力争份的 一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一	790-0001	高知市本町 4-1-3 /	0	200	30	0	0	なし
66	変媛地力争協力 	164-8721	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階	1,069	809	534	429	419	なし
67	上	100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	30	30	30	0	0	なし
68	国立国会図書館収集第二係	100-8924	東京都千代田区永田町1-10-1	1	1	1	1	1	あり
	計			103,500	32,000	6,000	8,400	4,500	
	<u></u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	• • •		1

令和 年 月 日

### 国立国会図書館収集第二係 御中

# 日本司法支援センター(法テラス)

# 「刊行物」の納本について

拝啓 時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より当センターの業務に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、下記の刊行物を発行いたしました。いずれも前回の納本時から内容を更新しておりますので、納本させていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

• 一般リーフレット	1 部
・ポケット版パンフレット	1 部
・法人パンフレット	1 部
・高齢者支援パンフレット	1 部
• 知的暗がい者支援パンフレット	1 部

以上

# 【お問合せ先】

日本司法支援センター本部

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー8F

TEL 050-3383-5348 FAX 03-5358-1058

E-mail: kouhou-chousa@houterasu.or.jp

総務部広報·調査室 高田

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式

<u>作成年月日:  </u>	年	<u>月</u>	<u> </u>

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

### 〇〇印刷株式会社

工科	Ī	実現	基準(要求内容)		
		はい/いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。		
制山	=		A 工程のデジタル化(DTP 化)率が 50%以上である。		
製別	X		B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから		
			銀の回収を行っている。		
刷版は		はい/いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。		
		はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入して		
			いる、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入してい		
	オ		る、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した		
	フ		洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の		
	セ		VOC の発生抑制策を講じている。		
印	ッ	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設		
	۲		置し、適切に運転管理している。		
刷	刷 はい/いいえ ⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイク				
			ル率が 80%以上である。		
	デ	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行		
	ジ		っている。		
	タ	はい/いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイ		
	ル		クル率が 80%以上である。		
表面	まっ はい/いい		⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。		
加工	_	はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙		
בונו	_		原料等へのリサイクル率が 80%以上である。		
制士		はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。		
製力加工		はい/いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が		
/	_		70%以上である。		

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を 行うことができる。

### 資材確認票の様式

			御中			作成年月日:	年	月	日
件名:									
	資	材	確	認	票				

〇〇印刷株式会社

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
	本文	0	Α	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	表紙	0	Α	コート紙	〇〇製紙/〇〇	
用紙	見返し	0	Α	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
开机	カバー	_	_			
		0	Α	平版インキ	00インキ/00	
インキ	米百					
177	块					
	製本加工	0	Α	PUR 系ホットメルト	〇〇化学/〇〇	
加工	表面加工	0	Α	OP ニス	〇〇化学/〇〇	
	その他加工	_	_			
その他						
( O) 他						

1

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	0
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」 に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
  - 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、 「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
  - 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

# 質 問 書

件名:「令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式」

日 付 令和 年 月 日 所在地 会社名 担当者 電 話 FAX E-mail

項番	区分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書O(O)	00ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格:日本産業規格 A 列 4 番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

# 履行確約書

# 日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和7年9月17日付け公告の「令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者 印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号 )(メールアドレス )

日本司法支援センター

# 結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和7年9月17日付け公告の「令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不合格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 高笠 電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。
入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

□私

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日住所(又は所在地)社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

(注) 担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

# 入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
소										
金										

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名 又は 代理人氏名

印

(注)担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏 名

連絡先

# 委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名 印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

代理人使用印鑑

# 委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受任者 氏 名

印

復代理人 住所・連絡先氏 名

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

復代理人 使用印鑑

# 契 約 書

- 1. 件 名 令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発 送業務 一式
- 2. 仕 様 別添仕様書のとおり
- 3. 履行場所 別添仕様書のとおり
- 4. 履行期限 別添仕様書のとおり
- 5. 契約金額 金●●●●●円

(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)は、以下のとおり、請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務(以下「本件業務」という。)を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

(監督)

- 第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者 その他の者(以下「監督者等」という。)を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時 間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。
- 2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。
- 3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

(検査)

- 第3条 乙は、本件業務を完了したときは、その業務の完了を確認するための甲の 検査を受けるものとする。
- 2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から 10 日以内に前項の検査を行うものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、 甲の検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約代金の請求及び支払)

- 第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント(本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。)の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(再委託)

- 第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。
- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対 し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式

により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。 (履行体制)

- 第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の 商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定め る様式により作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに書面により甲に届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

- 第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。
  - (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び 適正管理の義務を負うこと。
  - (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
  - (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
  - (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
  - (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
  - (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務(以下「委託業務」という。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式に

- より「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し 全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情 報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委 託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲 に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た 個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置 を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を 甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、 その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた 一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙 は、その損害を賠償しなければならない。

#### (権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の 全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証 協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定 する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。 (期限の延長)

- 第 10 条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件 業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期 限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議 して定めるものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額(契約締結後に契約金額の変更 があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)から既納部分に対する契約金 額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

- 第11条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、 本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
  - (2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
  - (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除する か否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対し て請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、 甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に 応じ、年3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならな い。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを 切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約 の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場

合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

- 第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の 全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
  - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による 課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条 の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第 14 条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の 全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当す る額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条

第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令(同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を 提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。 (属性要件に基づく契約解除)
- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所 をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的 に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をい う。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。)であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている

とき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行 為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第17条 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。) を再委託先等(再委託先(再委託以降の全ての受託者を含む。)及び乙が当該契約 に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約す る。

(再委託先等に関する契約解除)

- 第18条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直 ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させる ようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し て当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除さ せるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第19条 甲は、乙が第15条及び第16条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100

分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不 当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これ を拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及 び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### (契約不適合責任)

- 第21条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約 の内容に適合しないものであることを発見したとき、又は本件業務の成果が契約 の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用で これを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責 めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。
- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないで

その期限を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込 みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、 乙に対して、第12条に規定する損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡 した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不 適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、 別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 22 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

- 第23条 本契約により納入される成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。
- 2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に 対して、成果物に係る著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を一 切行使しないものとする。
- 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産 権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。
- 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償 するものとする。

(過失責任)

- 第 24 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂 行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わない ものとする。

(危険負担)

- 第25条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。
- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

# (割合的報酬)

第26条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第3条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

## (秘密の保持)

- 第27条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第28条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意 管轄裁判所とする。

(補則)

第30条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

# 令和●年●月●日

- 甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 理 事 長 丸 島 俊 介
- 乙 東京都●区●●町……
  - ●●株式会社

代表取締役 ● ● ●